

令和3年第4回砂川市議会定例会

令和3年12月6日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 議事日程報告
- 議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について
- 報告第 2号 専決処分の報告について
- 日程第 6 3年 3定 令和2年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
- 議案第11号
- 3年 3定 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求める
- 議案第12号 ことについて
- 3年 3定 令和2年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求め
- 議案第13号 について
- 3年 3定 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求め
- 議案第14号 ることについて
- 3年 3定 令和2年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定
- 議案第15号 を求めることについて
- 3年 3定 令和2年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を
- 議案第16号 求めることについて
- 日程第 7 議案第 5号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ
- いて
- 議案第 6号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正
- する条例の制定について
- 議案第 7号 市道路線の廃止について
- 議案第 1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算
- [予算審査特別委員会]
- 散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員指名

沢田 広志議員

中道 博武議員

議事日程報告

議長諸般報告

日程第 2 会期の決定

自 12月 6日 3日間
至 12月 8日

日程第 3 主要行政報告

日程第 4 教育行政報告

日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について

報告第 2号 専決処分の報告について

日程第 6 3年 3定 令和2年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
議案第11号

3年 3定 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求め
ることについて
議案第12号

3年 3定 令和2年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求め
ることについて
議案第13号

3年 3定 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求め
ることについて
議案第14号

3年 3定 令和2年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定
を求めることについて
議案第15号

3年 3定 令和2年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を
求めることについて
議案第16号

日程第 7 議案第 5号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第 6号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

議案第 7号 市道路線の廃止について

議案第 1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算

[予算審査特別委員会]

○出席議員（12名）

議 長 水 島 美喜子 君

副議長 増 山 裕 司 君

議員 中道博武君
 佐々木政幸君
 飯澤明彦君
 北谷文夫君
 辻 勲君

議員 多比良和伸君
 武田真君
 増井浩一君
 沢田広志君
 小黒弘君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋 豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	信太英樹
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	湯浅克己
病院事業管理者	平林高之
総務部長	熊崎一弘
兼会計管理者	安原雄二
総務部審議監	河原希之
市民部長	安田 貢
保健福祉部長	中村一久
経済部長	東 正人
経済部審議監	近藤恭史
建設部長	小林哲也
建設部技監	朝日紀博
病院事務局長	山田 基
病院事務局次長	渋谷和彦
病院事務局審議監	板垣喬博
総務課長	井上 守
政策調整課長	

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	峯田和興
指導参事	小林晃彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長 山 形 譲

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 熊 崎 一 弘

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 村 一 久

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長 為 国 修 一

事 務 局 次 長 川 端 幸 人

事 務 局 主 幹 山 崎 敏 彦

事 務 局 係 長 斉 藤 亜 希 子

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 おはようございます。ただいまから令和3年第4回砂川市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 水島美喜子君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、沢田広志議員及び中道博武議員を指名いたします。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 水島美喜子君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月8日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 水島美喜子君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

5ページ、総務部市長公室課の関係では、3点目の砂川市政功労表彰式について、11月3日、地域交流センターゆうにおいて、市政功労者1名、貢献者1名の表彰及び永住功労者115人、高額寄附4件に対し感謝状の贈呈を行ったところであります。

次に、4点目の砂川市町内会連合会との懇談会について、11月9日、砂川市町内会連合会役員と理事者及び各部長との懇談会を開催し、市に対する要望について意見交換を行ったところであります。

次に、6ページ、政策調整課の関係では、5点目の砂川市総合教育会議について、11月17日、第1回会議を開催し、小中学校適正規模・適正配置、令和3年度全国学力・学

習状況調査結果等について意見交換を行ったところであります。

次に、6点目の砂川市第6期総合計画における事務事業進行管理の実施結果の公表について、第6期総合計画第3次実施計画に掲げる383事務事業について、実績額・成果指標・活動指標の達成度やその理由などを自己分析する進行管理を行い、その結果をホームページ及び情報公開コーナーにおいて公表したところであります。

次に、9ページ、市民部市民生活課の関係では、7点目の交通安全運動について、(2)に主な啓発運動を記載してございますが、9月21日に市内各団体による旗の波街頭啓発を実施したところであります。

次に、14ページ、保健福祉部ふれあいセンターの関係では、4点目の砂川市新型コロナウイルス感染症対策本部の会議等について、9月10日から10月29日までに本部の会議を3回開催し、9月末をもって期限を迎える新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言終了後の北海道の対策等について情報共有を図るとともに、市の対応について協議したところであります。また、緊急事態宣言の解除に伴い、法に基づく対策本部から任意の対策本部に移行したところであります。

次に、16ページ、経済部商工労働観光課の関係では、7点目の新入社員基礎徹底マスター研修について、11月19日、市役所大会議室において、市内企業に就職した新入社員を対象に、社会人としてのコミュニケーションスキルや効率的な仕事の進め方を学び、企業の人材育成を推進するとともに、地域の担い手となる若年者の定着を図ることを目的に開催し、会場で12人、オンラインで9人が参加したところであります。

次に、19ページ、農政課の関係では、4点目の北海道新規就農フェアへの出展について、11月23日、札幌市のアクセスサッポロにおいて開催された「北海道新規就農フェア」に自治体ブースを出展し、5件の就農相談を受けたところであります。

次に、20ページ、開発推進課の関係では、1点目の駅前地区整備基本設計ワークショップの開催について、10月6日、地域交流センターゆうにおいて、駅前地区整備基本設計を進めるに当たり、市民からアイデアや意見を聞くことを目的に、10人の参加の下、市民ワークショップを開催し、施設の利活用や必要な設備等についてグループディスカッションを実施したところであります。

次に、24ページ、建設部建築住宅課の関係では、6点目のすながわハートフル住まいる推進事業について、各事業の8月から10月までの交付件数及び交付金額は、(1)永く住まいる住宅改修補助金は37件、939万2,000円、(2)まちなか住まいる等住宅促進補助金は17件、986万1,000円、(3)高齢者等安心住まいる住宅改修補助金は7件、107万8,000円、(4)老朽住宅除却費補助金は14件、509万7,000円をそれぞれ交付したところであります。

次に、7点目の住み替え支援事業について、各事業の8月から10月までの交付件数及び交付金額は、(1)登録物件促進補助金は5件、50万円、(2)同居近居促進補助金

は9件、70万円、(3)子育て支援補助金は15件、210万円、(4)移住促進補助金は3件、60万円、(5)医療・介護従事者移住定住促進補助金は4件、40万円をそれぞれ交付したところであります。

以上を申し上げます、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 水島美喜子君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。2点目の砂川市立小中学校適正配置に関わる各委員会の開催について、(1)から(3)は砂川市立小中学校統合準備委員会の開催であり、第4回は9月7日、第5回は10月7日、第6回は11月9日に市役所で開催し、学校生活に関する事項に関わる協議、スクールバスの運行に関わる協議、中学校統合に向けた提言書の確認について協議を行いました。委員参加者は、第4回が19人、第5回が21人、第6回が19人でありました。(4)第2回砂川市小中一貫教育推進委員会を10月20日、市役所で開催し、推進手順に関わる協議、学年の区切り及び特別教室等に関わる協議を行いました。委員参加者は15人でありました。

次に、2ページ、3点目の砂川市立小中学校適正配置に関わる提言書について、砂川市立小中学校統合準備委員会において、10月7日に中間報告とする中学校統合に向けた提言書がまとめられ、教育委員会に提出されました。

次に、4点目の中学校統合に関わる決定事項について、砂川市立小中学校統合準備委員会による中学校統合に向けた提言書の提出を受け、10月20日開催の第10回砂川市教育委員会会議定例会で学校生活及びスクールバスに関わる事項について協議を行い、決定いたしました。(1)学校生活に関わる決定事項は、校名は砂川市立砂川中学校、校歌、校章、校旗は砂川中学校のものを使用することといたしました。(2)スクールバスに関わる決定事項は、路線数は3路線、停留箇所数は1路線3か所、バスの台数は3台といたしました。

次に、5点目の令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について、5月27日、小学校第6学年及び中学校第3学年を対象に、国語・算数・数学の科目で実施した調査について、砂川市全体の結果を整理し、9月28日開催の第9回砂川市教育委員会会議定例会で報告いたしました。

次に、6点目の中央小学校公開研究会について、10月27日に開催され、「自ら考え、共に学び合う子どもの育成」を研究主題として、公開授業と授業に関わる研究協議が行われ、教員及び関係者31人が参加しました。

次に、7点目の砂川市仲間づくり「子ども会議」について、11月29日、公民館において開催され、市内小中高校の児童会・生徒会代表者20人が参加し、いじめのない学校づくりに向けたグループ協議などを行い、5つの啓発メッセージを作成しました。

次に、3ページ、公民館所管では、1点目の砂川市社会福祉協議会等の事務局の公民館移転について、砂川総合福祉センターの老朽化等に伴う砂川市社会福祉協議会等の公民館への移転について、9月30日に関係福祉団体を含む移転作業が完了し、10月1日より業務が開始されました。

次に、5ページ、図書館所管では、2点目の蔵書点検について、8月31日から9月7日までの8日間をばく書期間とし、図書の所蔵状況を把握するため9万6,122冊を対象に実施した結果、紛失本は一般書4冊、児童書1冊でありました。

次に、学校給食センター所管では、1点目の学校給食の異物混入事案について、9月27日、石山中学校に配食した「米飯」に金属と見られる針金状の異物が混入する事案が発生しました。健康被害がないことを確認し、保護者に対して文書で状況を報告するとともに、原因の特定には至りませんでした。再発防止に向け、学校給食センター及び米飯供給委託業者において安全管理の徹底を行いました。9月29日、配食予定の「たらの甘酢あんかけ」を調理中、食材であるタラに米粒状の異物が付着していたため、代替食として「ふりかけ」を配食しました。異物は特定には至りませんでした。たんぱく質を構成する物質と確認されており、保護者に対して文書で状況を報告するとともに、再発防止に向け、使用食材の選定や納品管理に万全を期すよう、学校給食センターにおいて確認を行いました。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

◎日程第5 報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

○議長 水島美喜子君 日程第5、報告第1号 専決処分の報告について、報告第2号 専決処分の報告についての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 報告第1号及び報告第2号についてご説明申し上げます。

まず、報告第1号であります。報告第1号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

内容につきましては、自動車事故に係る損害賠償金の額の決定についてであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。専決処分であります。公用車による自動車事故に係る損害賠償金の額を下記のとおり決定するものでございます。

事故発生日は、令和3年9月15日水曜日午前11時5分頃。事故発生場所は、砂川市西1条南5丁目1番23号、アパート敷地内です。損害賠償の相手方、相手方物件、本市運転手は、記載のとおりです。本市車両はスバルR2、札幌580た5908です。事故の概要は、本市車両が相手方所有のアパート敷地内において方向転換するため後進した際にアパートに接触し、外壁の一部を破損させた事故です。過失割合は本市車両が100%、賠償金は20万6,752円であり、専決処分年月日は令和3年10月28日です。

次に、報告第2号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

同じく地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、自動車事故に係る損害賠償金の額の決定であります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。専決処分であります。公用車による自動車事故に係る損害賠償金の額を下記のとおり決定するものであります。

事故発生日は令和3年6月23日水曜日午前10時40分頃で、事故発生場所は岩見沢市10条東1丁目1番地先路上です。損害賠償の相手方、相手方車両、本市運転手は、記載のとおりです。本市車両はスバルインプレッサ、札幌301め7913です。事故の概要は、本市車両が国道12号を走行中、岩見沢市内において、前方信号が赤になったため右車線上で徐行、停止しようとしたところ、左側ツタヤ駐車場から右折のため飛び出してきた相手方車両と接触した事故です。過失割合は本市車両が10%、相手方が90%で、賠償金は9,598円であり、専決処分年月日は令和3年11月2日です。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより報告第1号及び第2号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号及び第2号を終わります。

◎日程第6 3年3定議案第11号 令和2年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて

- 3年3定議案第12号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 3年3定議案第13号 令和2年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 3年3定議案第14号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて
- 3年3定議案第15号 令和2年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて
- 3年3定議案第16号 令和2年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第6、令和3年第3回定例会議案第11号 令和2年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第12号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第13号 令和2年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第14号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて、議案第15号 令和2年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて、議案第16号 令和2年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについての6件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長 沢田広志君（登壇） 令和3年第3回市議会定例会において決算審査特別委員会に付託されました議案第11号から第16号までの令和2年度一般会計、特別会計並びに事業会計の決算について審査の経過と結果をご報告申し上げます。

9月15日に委員会を開催し、委員長に私沢田、副委員長に武田真委員が選出され、続いて10月1日に委員会を開催し、付託されました6会計の決算について慎重に審査し、簡易による採決の結果、各会計いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 水島美喜子君 これより決算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、一括討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、令和3年第3回定例会議案第11号から第16号までを一括採決いたします。本案を、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

◎日程第7 議案第5号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 市道路線の廃止について

議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第7、議案第5号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 市道路線の廃止について、議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算の4件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） それでは、議案第5号から7号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第5号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、道路法施行令の一部が改正されたことを踏まえ、自動運行補助施設に係る占用料の額を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと思います。砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第5号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

別表第2条関係は、道路占用料の額の定めであります。

6ページをお開き願います。道路占用料の額は、道路法施行令に基づく国道の道路占用料に準じた額として定めておりますが、施行令の改正が行われたことから、法第32条第1項第3号に掲げる施設を改正後のおり自動運行補助施設及びその他のものに区分し、それぞれ占用料の額を定めるものであります。

10ページをお開き願います。附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第6号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、道路構造令の一部が改正されたことを踏まえ、歩行者利便増進道路の構造の基準を定めるとともに、交通安全施設に自動運行補助施設を追加するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと思います。砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第6号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第4条は、道路の構造の技術的基準の定めであり、第31条を第32条に改めるものであります。

第27条は、交通安全施設の定めであり、「柵」を「自動運行補助施設、柵」に改めるものであります。

第32条は、道路に設ける道路標識の寸法の定めであり、同条を第33条とし、第31条の次に第32条として、歩行者利便増進道路の定めを加え、第1項、歩行者利便増進道路に設けられる歩道又は自転車歩行者道には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

第2項、前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

第3項、歩行者利便増進道路（高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとするものであります。

4ページをお開き願います。附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第7号 市道路線の廃止についてご説明申し上げます。

廃止路線につきましては、路線名は焼山団地通りであり、旧焼山団地内の当該路線は現在使用されておらず、今後も市道として利用の見込みがないことから、当該用地の処分等を含めた検討を行うため、起点の北5号線から終点の焼山55番1地先まで、路線の延長156.3メートルを廃止するものであります。

附属説明資料といたしまして廃止路線の図面を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第8号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,244万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ136億8,286万2,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸は今年度の臨時事業、アンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。

14ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項1目情報化推進費で一つ丸、情報化推進に要する経費447万2,000円の補正は、備品購入費であり、昨年12月に閣議決定されたデジタルガバメント実行計画における自治体デジタルトランスフォーメーションの推進のため、ペーパーレス化の推進を図るとともに、効率性の向上性を目指した業務環境の実現に向け、ペーパーレス会議等で使用できるタブレット端末及びシステムを購入するものであります。

次に、同じく2項1目徴税費で一つ丸、市税の賦課事務に要する経費5万5,000円の補正は、標準宅地時点修正委託料であり、北海道が実施した令和3年7月1日時点での地価調査において市内の全調査地点で地価の下落が見られたことから、土地の適正評価のため、標準宅地5地点の鑑定評価を行うものであります。

次に、16ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費で一つ丸、社会福祉対策に要する経費966万円の補正で福祉灯油等助成費940万1,000円は、灯油価格等が急騰していることから、特に影響を強く受けている低所得の高齢者、ひとり親、障害者世帯を対象に灯油購入費等の一部として1世帯当たり7,000円を助成するものであり、その他の経費25万9,000円は助成券の印刷製本費及び郵送料の通信運搬費であります。

同じく2項1目児童福祉総務費で一つ丸、児童の養育に要する経費120万6,000円の補正は、児童手当システム改修委託料であり、児童手当の特例給付に関する制度改正により、受給者の所得上限額が設定されること及び受給者の負担軽減のため現況届を原則不要とすることに伴い、システム改修を行うものであります。

次に、18ページ、4款衛生費、1項1目保健衛生費で一つ丸、保健衛生対策に要する経費167万4,000円の補正は、健康管理システム改修等委託料であり、検診結果等の電子化した情報についてマイナンバー制度を活用し、マイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携を開始するため、自治体中間サーバーへの情報登録に必要なシステム改修

を行うものであります。

同じく2目予防費で二重丸、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費6,763万8,000円の補正は、3回目のワクチン接種に係る経費として、会計年度任用職員及び職員の人件費、救急衛生用品などの消耗品費、接種券などの郵送料やワクチン運搬料などの通信運搬費、国保連合会への手数料、ワクチン接種券の作成委託料、集団接種会場における接種業務を医師会等へ委託するワクチン接種委託料、電話受付事務等の委託料、健康管理システム改修委託料、新たに行うウェブ予約システム構築等委託料、駐車場排雪委託料、暖房器具等の借り上げ料、遮熱カーテン設置工事費、ディープフリーザー及び停電用蓄電池の購入費、市外の医療機関などの従事者や市外の高齢者施設の入所者など市民が市外で受けた接種に係るワクチン接種負担金、燃料費などその他の経費であります。

次に、20ページ、8款土木費、5項2目住宅管理費で二重丸、ハートフル住まいる推進事業に要する経費2,550万円の補正は、今年度実施した補助金制度の見直し、拡充や消費税引上げに係る国の支援策の終了に向けた新築住宅の増加などにより、当初見込みより交付件数及び交付額が増加していることから、永く住まいる住宅改修補助金で1,401万9,000円、まちなか住まいる等住宅促進補助金で1,108万円及び住宅用太陽光発電システム導入費補助金で40万1,000円の補正を行うものであります。

次に、22ページ、10款教育費、2項1目学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費167万2,000円の補正は、北光小学校複式学級改修工事費であり、令和4年4月から新たにもう一クラスが複式学級となる予定であることから、一つの教室で2学年が別々の授業を行えるよう、黒板など必要な環境を整備するものであります。

同じく2目教育振興費で一つ丸、その他教育振興に要する経費30万3,000円の補正は、修学旅行キャンセル料補助金であり、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態措置として小学校に対する学校行事の中止、延期が要請されたことに伴い、空知太小学校と北光小学校において修学旅行延期によるキャンセル料が発生したことから、保護者及び教職員の負担軽減を行うものであります。

同じく3項2目教育振興費で一つ丸、その他教育振興に要する経費26万7,000円の補正は、修学旅行キャンセル料補助金であり、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態措置として中学校に対する学校行事の中止、延期が要請されたことに伴い、石山中学校において修学旅行延期によるキャンセル料が発生したことから、保護者及び教職員の負担軽減を行うものであります。

以上が歳出でありまして、次に歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。15款国庫支出金で6,866万4,000円の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費の負担金及び子ども・子育て支援事業費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費、検診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業費の補助金であります。

次に、19款繰入金で4,287万1,000円の補正は、財源調整のため、財政調整

基金から繰り入れるものであります。

次に、21款諸収入で91万2,000円の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種負担金であり、市内の医療機関等の従事者及び市内の高齢者施設等の入所者等のうち、市内でワクチン接種を受けた市民以外の方に係る負担金であります。

以上が歳入であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第5号から第7号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号から第7号までの一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号の総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 議案第1号、一般会計補正予算の総括質疑を行います。

私は、第3款民生費の福祉灯油等助成費についてお伺いいたします。今も若干提案説明があったのですけれども、福祉灯油の助成は平成19年、20年と行われてきたと記憶をしているのですけれども、今回福祉灯油助成の実施に至った経過についてをまずお伺いしたいと思います。

2点目に関しては、これも提案説明が若干ありましたけれども、対象者について、もう少し詳しい対象者の内容についてをお伺いいたします。

続いて、3点目なのですけれども、この事業についての周知をどのように広報していくのかをお伺いします。

最後に、4点目ですが、財源内訳についてをお伺いいたします。

以上です。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君（登壇） 社会福祉対策に要する経費の福祉灯油等助成費につきましてご答弁を申し上げます。

まず、事業の実施に至った経過につきましてであります。市では砂川消費者協会が毎月行っている市内灯油価格調査の結果について情報提供を受け、灯油価格に係る状況の把握に努めておりますが、市内6か所の灯油取扱い事業所を対象としている調査では、10月1日現在の平均灯油価格が99.18円、対前年同月比126%であり、11月1日現在では平均灯油価格が110.02円、10月と比較して10.84円の増、対前年同月比139%と急騰していることを確認したところであります。福祉灯油事業を実施する基

本的な考え方として、これまでも灯油の需要期に価格が急騰し、低所得世帯における経済的な影響が生じることが懸念される場合、社会情勢や経済情勢を踏まえて判断しており、本格的な灯油需要期を迎える中、今後も灯油価格の動向が不透明な状況にあることから、今年度は事業を実施すべきものと判断したところであります。

次に、対象者となる方の内容についてであります。灯油価格の急騰の影響を強く受ける福祉施設を除いた居宅で生活されている福祉的な支援が必要な世帯として、市民税が非課税の世帯のうち、高齢者、ひとり親、障がい者のいずれかの方が含まれる世帯を対象としております。具体的には、高齢者世帯については70歳以上の単身世帯及び夫婦世帯、夫婦のいずれかが70歳以上の世帯、または70歳以上の方が同居する親族を扶養している世帯、ひとり親世帯については満20歳未満の子供や一定の障がいのある子供を扶養している世帯、障がい者世帯については重度身体障がい者の収入で生計を維持している世帯であります。

次に、事業を周知する広報につきましては、広報すながわ12月15日号及び市ホームページにおいて周知記事を掲載するほか、町内会における回覧や民生委員による周知など、関係団体のご協力をいただきながら、本事業が広く知られるように努めてまいります。また、水道料金の助成を受けている世帯は、生活保護世帯を除き本事業の支給対象となる可能性があることから、関係部署の協力を得て案内文書を送付する予定としております。

次に、財源内訳についてであります。北海道地域づくり総合交付金に関し11月に北海道へ照会したところ、補助採択は難しいとの回答でありましたが、本日北海道へ改めて照会した結果、福祉灯油に係る道交付金の補助基準額を引き上げ、追加交付も受け付けるとの回答であったことから、予算計上は今後となりますが、歳入として90万円の道補助金が見込まれるところであります。また、11月12日に総務大臣が閣議後の記者会見において、原油価格の高止まりを受け、自治体を実施する生活困窮者の灯油購入費助成などに対する特別交付税措置について言及されていますが、詳細は明らかになっていないため、国の情報を注視しているところであります。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 至った経過については今説明があったのですけれども、平成19年、20年を調べてみますと、当時は福祉灯油の助成をしようとしたときの灯油代というのは1リットル132円まで急騰していたようだったのです。今回は前年対比でというお話だったのですけれども、今のところ110円ぐらいということなので、今後灯油もガソリンもどうなっていくか、多分値上がり傾向だとは思うのですけれども、この辺のところはまだ上がるかもしれないです。特に需要期がこれからなものですから、その場合、前回は132円という価格で福祉灯油をやるという決定をされたわけですから、今回まだまだ110円というところで福祉灯油、これはいいことだとは思うのですけれども、ただこれ以上上がってしまったときに、前年対比ということになっていくと、もう一回でもやろうとされ

るのかどうか、これっきりなものなのか。その辺のところを再度お伺いしたいと思います。

対象者の関係なのですけれども、世帯全員が市民税の非課税世帯という中で割り振りというか、そこから高齢者の方々とかひとり親とか障がい者の世帯となっているようですけれども、ここは困っている方々に対して福祉灯油を助成しようというのがもともとの考え方だと思うのですが、市民税非課税世帯ということになれば生活保護を受けていらっしゃる世帯も対象になぜならないのかとも思いますし、さらに言えば若い世代でも非課税の世帯というのは結構いらっしゃるだろうと思うのですけれども、そこがすっぽり抜けているのです。今高齢世帯とひとり親世帯と重度障害者の世帯ということになっているので、非課税で若い世帯の方々も結構いらっしゃると思うし、特に子育ての最中の方々は、こんなこと言うとなんですけれども、私も高齢者の一人なので、高齢者の世帯よりも灯油を使う可能性は高いだろうと思うのです。そこが抜けてしまっているのです。ほかのまちの同じよう福祉灯油をやっているところを見ても大体今砂川市がやるのと同じような状況であるのは間違いないのですけれども、ただどうして対象者にそこが抜けていくのかというのが分からないものですから、あえてお伺いしたいと思います。

あと、事業を周知する広報なのですけれども、広報すながわと市のホームページ、あるいはそれぞれ町内会に關係する民生委員の方々とかというお話が今ありました。水道料金で減免を受けている方には書類を送付されるというお話なのですけれども、これは対象になりそうな方全員に書類が送付されるものなのか、あくまでも水道料金の方だけなものなのか、この辺のところを再度お伺いしたいと思いますのですけれども、何でそこをお話をするかということ、たまたま滝川市あるいは岩見沢市を見ると、それぞれのまち、対象者になれるような方々全員に書類を送る形でお知らせがあります。その一つの理由としては、なるべく役所に来ないでください。つまりコロナのこの状況の中なので、役所に来ないで、こちらから対象者と思われる方に送付をしますので、もちろん返信付きの書類なのですけれども、送り返してくださいという形を取られています。滝川市あるいは岩見沢市はうちよりも対象者は多いと思うのですけれども、そこでもそのような形を取っているのです、砂川市の場合は水道料金の関係で全部拾えるのなら、それはそれで構わないのですけれども、対象者になりそうな世帯でも砂川市から書類が届く世帯と届かない世帯というのがもしあると混乱が起きるのかとも思われますので、その辺のところの確認と、どうしてほかの市でできるようなことがうちの市ではできないのかということをお伺いしたいと思います。

財源内訳については分かりました。たまたま昨日の新聞を見たら、道で福祉灯油の助成に対して道が措置をする交付額を少し上げるから、上げるというのは金額を上げるという意味ですけれども、多くの市町村で取組が実施されるようにという新聞記事を見たものですから、あえてそのように聞いたのですけれども、道からの給付があるようなお話があったので、それはそれでいいと思いますけれども、新聞では少し金額が出ていたものですか、砂川市はどのくらい、今の段階で道から給付があるのかどうか、もし分かればお伺い

したいと思います。

以上です。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 順次ご答弁申し上げたいと存じますが、まず1点目、今の灯油価格が今後も上昇した場合に再度この事業を行う予定はあるかという点でございますけれども、1回目の答弁の中でも今後の灯油価格の動向については不透明な状況にあるという認識しております。つきましては、今のこの価格上昇を平成19年度、20年度、20年度のときも7,000円で支給しておりますけれども、20年度と同額の7,000円について今回支給を行ってまいりますので、今の時点でこの先について価格の動向が不透明な中、今後の予定ということについては現段階では申し上げにくいところをご理解を賜りたいと存じます。

また、続きまして対象者に関して、市民税の均等割非課税で、なおかつ福祉対象の世帯に絞っているということについてであります。事業を実施するに当たり、対象者の方を限定せざるを得ないということがございます。また、非課税ということでは低所得ということの判断基準の一つでございますし、高齢者の方、ひとり親の方、障がい者の方、これら道の補助金の交付要綱の中でもこういった方を対象とするということで示されている中、多くのまちがそういった対象で実施する中、本市においてもそのような考えで福祉的な支援を必要とされている世帯という、事業名称も福祉灯油ということで、今回につきましてもこの対象世帯の方に実施をしてみたいと考えてございます。

さらに、広報に関しまして、水道料金の助成を受けている世帯についてのご案内と今回の対象と見込まれる世帯のその状況でございますけれども、予算額としましては高齢者、ひとり親、障がい者の見込まれる世帯につきましておよそ1,340世帯の内訳で予算を計上させていただいております。これに対しまして、水道料金の助成で生活保護世帯の方については今回該当となりませんが、その生活保護世帯の方を除くとおよそ1,000世帯の方が助成を受けていられますから、300世帯ほどのその違いという点は出てまいります。

他市におきまして該当と思われる方全てにご案内の文書をお送りする対応がある中、本市でそのような形にならないということにつきましては、これは基本的に非課税の世帯の方を対象とするということで、課税状況について窓口としては福祉部局が一義的に対応してまいりますので、福祉部局の職員がご本人の同意を得た中で税務当局に所得確認を行ってまいります。ついては、現段階においてはほぼ対象として重複するところが多いと考えるところの水道料金助成の世帯について本市では対象のご案内をしてみたいと思っておりますが、言わば違いが出る世帯の方につきましても町内会の回覧、さらには民生委員さんなども通じて、また高齢世帯が非常に内訳として多い状況でありますので、地域包括センターなどの関係団体にも協力を要請しながら周知に努めてまいりたいと考えてござい

ます。

すみません、もう一点、生活保護世帯を対象としていないことにつきましても、これは生活扶助費の中で冬季加算が給付されておりますので、その中に暖房費も算定として入っております、平成19、20年度も対象者としていなかったところであり、これも道の交付要綱の中では生活保護世帯を除くとされているところから、当市において対象外としているところでございます。

最後、北海道の交付金の見込みにつきましては、補助金としまして90万円を歳入として見込んでいるところでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 3回目で最後の質疑になるのですが、まず今後どうするのだろうかという話なのですが、今後は灯油の料金が今の部長のご答弁では不透明なので、今後のことは話しぶりというご答弁だったので、私の質疑はもしもこれ以上上がって、まだまだ上がるかもしれないので、上がってしまったときはもう一回やるのかどうかという質疑なのです。ですから、下がればもちろんやらないのは、不透明なのはよく分かるのですが、前回2回行われたときは130円台まで値上がりをしたときに実施したものですから、そこが心配なので、もう一度お伺いしたいと思います。

対象者のことなのですが、部長は対象者を限定せざるを得ない、まず最低限としては非課税世帯ということだと思っております。ただ、私がいろいろ話を聞く中で、市民の皆さんから話を聞くときに、いつもこういうのは非課税世帯、非課税世帯。だけれども、非課税世帯というのは所得割と、それから均等割が非課税の世帯ということなのですが、ぎりぎりの方々はたくさんいらっしゃるのですよね、実は。そこで、非課税になるかならないかでいろいろなサービスが受けられるか、受けられないというところ。ただ、そうやって言われても、私もどこかで線を引かなければならないということは間違いなくあるだろうと思うので、そこは非課税世帯という形の中で一つの区切りをつけさせてもらうということは致し方ないのかと思っております。

ただ、非課税世帯の中でも限定をされていくという限定の仕方が今の部長の答弁では私には分からないのです。今回は福祉だからということなのです。では、若い世帯の非課税の方々は福祉の灯油はなぜ当たらないのだろう。まず、最低限非課税というラインで切った。では、高齢者はみんな福祉なのかということなのです。いつもこのことを考えるときに矛盾があるなと思っているのは、高齢者の方の中でも、もちろん70歳以上の方の中でも例えば

遺族年金とか障害者年金の方は非課税になるのです。結構額が高い方も非課税になるという制度が非課税というラインで切るときにはあります。そこら辺の矛盾はどうするのだろう。つまり70歳以上になったらとにかく福祉なのか、でも若い人の非課税の場合は福祉に当たらないのか。ここはもう少しきちんと説明ができればしてほしいと思います。

それから、生活保護の方はまさに福祉の福祉たる所だと思うのですが、生活保護の方も冬季加算があるので、ここは該当しませんという答弁だったので、今回は灯油代が上がったから福祉灯油をやろうということですね。では、生活保護の皆さんは灯油代が低いときは冬季加算が下がり、灯油代が高くなったら冬季加算が上がるのかというと、そうではなくて、その世帯で何人いるかで冬季加算というのは一定だと思うのです。となったときに、今回の理由は灯油が前年対比で大幅に値上がりをしたのだから、やるのですということになれば、その理由だけで生活保護の方を最初からそこは当たりませんという理由にするには無理があるのではないかと考えているのですが、その辺のところは私がそうやって聞かれたときにどう説明すればいいのかを教えてくださいたいと思います。

事業の周知の関係なので、もう既に大体1,340世帯というのは押さえていらっしゃるのですよね。そのうちの1,000世帯の方々は水道料金で福祉料金というか、それが該当になっているのでという話なので、分かっているのだから残りの300世帯の方々には送付ができない。まず、その理由は何なのかをお伺いすると、対象者の方々には民生委員の方々とかいろいろな方々に回ってもらうと、町内の方ですか。私は、一番情報を持っているのは役所だと思うのです。こういうことで民生委員の方々に動いてもらうのは、今民生委員の方々は大変ですから、いろいろな仕事をやって。それがもしも役所の中で情報があるのであればあまりそこに、確認ということになるわけでしょう、民生委員の方が。ほかの300世帯の方々をどの方がそうなのかと行くわけではないですか。かといって、多分納税証明書を見せてなんて言えないと思うのです、民生委員の方がですよ。だとすれば、1,340、該当世帯がある程度把握できているので、そこには全世帯に送ったらいいと思うのです。それで、返ってきて、その後確認の作業というのは当然あるでしょうけれども、そこはそれで同じことだと思うので、やったらいいかなと思うのです。今年は特に、これは滝川なので、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために来庁はなるべく控えてもらうために、返信用の封筒を送付してくださいというお知らせが出ているのです。比較すると、何となく滝川の場合は市民に寄り添っているという感じが私はするのです。どうせ困っている方に灯油の助成をするという気持ちは同じだと思うので、できればコロナ禍の時期はより市民に寄り添ったやり方をされたほうが喜ばれるのではないのかと私は思うものですから、最後の質疑としてお伺いいたします。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 まず、今後の灯油価格が上がったとしたならば、対応につ

いてのいかんというご質問でございますけれども、同じ答弁になってしまい、恐縮ではありますが、市の観点といたしましては、仮に上がるといたしましても、どれぐらい、どの時点でどのように上がっていくのかということがあって初めて施策の検討を行うというのが行政の基本的な立場でございますので、これについて上がるという仮定の下での今後の展開ということをご質問いただいても、今の段階としましては明快なことについてはお答えはなかなか難しいものということについては改めてご理解を賜りたいと存じます。

また、若い世代の方も福祉灯油、福祉ではないかということについて、これについては例えばひとり親の方であれば当然に若い世代の方、障がい者の方であっても若い世代の方でも該当になるケースはあり得るところでございます。非課税の中でも高齢者、ひとり親、障がい者の方について道の要綱でも定められているとおり、こういった対象の方、一定程度の客観性はあるものと考え、これまでも過去の福祉灯油で事業を実施してきているところでありますので、今回につきましても同じような考え方で取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、生活保護世帯の方についてでありますけれども、国の施策の中で生活保護制度があり、最低限度の生活の維持という最終的なセーフティーネットが生活保護制度でありますので、この中で支給されるものに対し市の独自施策分を上乗せしていくということについては、これは難しいのではないかと。今回多くの自治体において福祉灯油事業を、名称は異なるところもあろうかと思いますが、実施する中、事前の調査等では空知の10市の中で生活保護世帯を対象とする市はないものということでお聞きしておりまして、当市においてもそういった市としての独自施策での上乗せは、これは適用が難しいと考えているところでございます。

また、最後にご案内の文書についてでありますけれども、基本が非課税であるということでの課税の情報について、この事前の予算計上に当たっては税務当局に対しまして、もちろん個人情報ではなく総体的なデータとしてどれぐらいの世帯が対象となり得るかということ照会を求めて積算に至っているところであります。地方税法上、税務吏員でなければ課税の情報について業務上取り扱うことについてはできないものという点で考えているところでありまして、これについては当市はご説明しましたような形での周知を図ってまいりたいと思っておりますし、直接的な申請という面では今回窓口においていただくわけでありますけれども、例えば宮川と空知太の連絡所においても申請書の受付を行って、本庁舎においてならなくても後日該当となる方には灯油券をお送りするというような想定もしてございますので、そういった総合的な周知に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号の総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております4議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎休会の件について

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会いたします。

◎散会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時26分